



令和2年 第1回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



令和2年2月14日（金）開会
令和2年2月14日（金）閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第1号（2月14日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
開会（午後3時00分）	3
石津議員の選出挨拶	3
野志広域連合長の招集挨拶	4
開議	4
日程第1 仮議席の指定	5
日程第2 仮議長の選挙	5
日程第3 議席の指定	6
日程第4 会議録署名議員の指名	6
日程第5 会期の決定	6
日程第6 諸般の報告	7
日程第7 議案第1号・第2号（2件一括上程）	7
矢野事務局長の提案説明	7
表決	8
日程第8 議案第3号・第4号（2件一括上程）	8
矢野事務局長の提案説明	8
表決	10
日程第9 議案第5号・第6号（2件一括上程）	10
矢野事務局長の提案説明	10
表決	11
日程第10 議案第7号 愛媛県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の変更について	11
矢野事務局長の提案説明	11
表決	12
閉議	12
野志広域連合長の閉会挨拶	13
閉会（午後3時39分）	13

令和2年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和2年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について、次のとおり告示する。

令和2年2月4日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について

- 1 日 時 令和2年2月14日（金）午後3時00分
- 2 場 所 松山市南堀端町6番地16
東京第一ホテル松山 2階 コスモシルバー

令和2年2月14日（金曜日）

議事日程 第1号

2月14日（金曜日）午後3時00分開議

日程第1

仮議席の指定

日程第2

仮議長の選挙

日程第3

議席の指定

日程第4

会議録署名議員の指名

日程第5

会期の決定

日程第6

諸般の報告

日程第7

議案第1号 令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第2号 令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第8

議案第3号 令和2年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第4号 令和2年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第9

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部改正について

議案第6号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第10

議案第7号 愛媛県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1

仮議席の指定

日程第2

仮議長の選挙

日程第3

議席の指定

日程第4

会議録署名議員の指名

日程第5

会期の決定

日程第6

諸般の報告

日程第7

議案第1号

議案第2号

日程第8

議案第3号

議案第4号

日程第9

議案第5号

議案第6号

日程第10

議案第7号

出席議員（21名）

1番	北澤剛	2番	梅岡伸一郎
4番	大塚啓史	7番	岡原文彰
8番	橋本顯治	9番	近藤司
10番	藤田幸正	11番	武田仁志
12番	武田功	13番	二宮隆久
14番	武智邦典	15番	石津千代子

16番 管 家 一 夫
19番 河 野 忠 康
21番 佐 川 秀 紀
24番 赤 松 紀 幸
26番 清 水 雅 文

17番 加 藤 章
20番 岡 本 靖
22番 稲 本 隆 壽
25番 兵 頭 誠 亀

欠席議員（5名）

3番 清 水 宣 郎
6番 越 智 豊
23番 竹 内 一 則

5番 越 智 博
18番 宮 脇 馨

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 野 志 克 仁
会計管理者 沖 廣 善 久
事務局次長兼総務課長 田 中 國 芳

監 査 委 員 飯 尾 隆 哉
事 務 局 長 矢 野 博 朗
事 業 課 長 荻 山 靖

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長 横 山 倫 代
医療給付係長 河 内 義 明

資格管理係長 山 下 裕 之
保健事業係長 本 郷 紀 子

◆◆◆ 午後3時00分開会 ◆◆◆

○矢野事務局長 日程に入ります前に、御報告を申し上げます。

本日、清水議長及び越智副議長が欠席のため、地方自治法第106条第2項により、仮議長を選挙する必要があります。また、仮議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、石津千代子議員が年長ですので、御紹介申し上げます。

また、石津議員は、去る12月20日に四国中央市議会におきまして、新たに選出されておりますので、まず、始めに就任の御挨拶をお願いいたします。

[石津議員 登壇]

○石津議員 皆様、こんにちは。ただいま紹介をいただきました、四国中央市議長の石津千代子でございます。今回皆さまのご指導を賜りながら、この職責を一生懸命に努めてまいりたいと思っております。どうぞご指

導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 矢野事務局長 ありがとうございます。それでは、これより臨時議長に進行をお願いいたします。
石津臨時議長、議長席へよろしくお願いいたします。

[石津臨時議長 議長席に着く]

- 石津臨時議長 ただいまから、令和2年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

◆◆◆ 広域連合長招集挨拶 ◆◆◆

- 石津臨時議長 広域連合長より、今議会招集の挨拶があります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

- 野志広域連合長 議員の皆様方には、日頃より、当広域連合の運営に対しまして格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

現在、国では誰もが安心できる全世代型の社会保障制度について検討が行われています。そのうち、医療の分野では、後期高齢者の医療費の窓口負担など、給付と負担のあり方について議論が行われているところです。

このような中、今議会には、令和2年度、3年度の保険料率の関係議案を提出させていただいております。上程いたしました保険料率は、被保険者数や医療給付費の伸び等を見込んだうえで財政運営の安定を保ちながら被保険者の負担を可能な限り抑えるという観点から、特別会計剰余金と愛媛県設置の財政安定化基金を最大限活用し、引き上げ幅を抑制いたしました。

そのほか、令和元年度一般会計・後期高齢者医療特別会計補正予算案、令和2年度一般会計・後期高齢者医療特別会計予算案、条例改正案などを提案させていただいております。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。今議会の招集の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 石津臨時議長 日程に入ります前に御報告申し上げます。

まず、去る12月10日付で、四国中央市選出の原田泰樹議員から、一身上の都合により、議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第81条第2項の規定により御報告いたします。

また、去る12月26日に松前町議会におきまして、岡本靖議員が再選出されておりますので、御報告いたします。

以上で紹介を終わります。

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

- 石津臨時議長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程第1号のとおりであります。

◆◆◆ 仮議席の指定 ◆◆◆

- 石津臨時議長 まず、**日程第1、「仮議席の指定」**を行います。
今回選出されました議員の仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

◆◆◆ 仮議長 の 選挙 ◆◆◆

- 石津臨時議長 次に、**日程第2、「仮議長の選挙」**を行います。
本選挙は、広域連合議会の議長及び副議長が欠席のため、地方自治法第106条第2項により、仮議長を選挙するものです。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 石津臨時議長 御異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 石津臨時議長 御異議なしと認めます。
したがって、臨時議長において指名することに決定いたしました。
それでは、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会仮議長に武智邦典議員を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました武智議員を、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会仮議長選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 石津臨時議長 御異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました武智邦典議員が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会仮議長に当選されました。
ただいま、仮議長に当選されました武智議員に会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

仮議長に当選されました武智議員の御挨拶があります。

[武智仮議長 登壇]

○武智仮議長 ただいま仮議長に任命を受けました伊予市長の武智邦典でございます。元より浅学非才ではございますけれども、仮議長の職責をしっかりと果たして、議事を円滑に進行していく所存でございますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○石津臨時議長 武智仮議長、議長席にお着き願います。

[石津臨時議長 自席へ、
武智仮議長 議長席へ]

○武智仮議長 それでは、続いて議事に入ります。

◆◆◆ 議 席 の 指 定 ◆◆◆

○武智仮議長 まず、**日程第3、「議席の指定」**を行います。

今回新たに選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席と指定いたします。

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

○武智仮議長 次に、**日程第4、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、1番北澤議員、2番梅岡議員を指名いたします。

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○武智仮議長 次に、**日程第5、「会期の決定」**を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○武智仮議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○武智仮議長 次に、**日程第6、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員から、お手元配付の監査等結果報告一覧表のとおり、2件の報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◆◆◆ 議案第1号・第2号 ◆◆◆

○武智仮議長 次に、**日程第7、議案第1号「令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第2号「令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」**の2件を、一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。矢野事務局長。

[矢野事務局長 登壇]

○矢野事務局長 まず、議案第1号「令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明します。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正予算案は、愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局の派遣職員給与等負担金の増額をお願いするものです。補正予算の総額は1,009万4千円で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ2億1,511万円と定めます。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。まず、歳入ですが2款1項1目「繰越金」の補正額1,009万4千円は、補正予算の財源として、前年度からの繰越金を計上しております。

次に、歳出ですが、7ページをお開きください。2款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」1,009万4千円は、派遣職員の人事異動等により、派遣職員給与等負担金が当初の見込みを上回ることから、増額補正するものです。

続きまして、議案第2号「令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明します。

議案書の9ページをお開きください。今回の後期高齢者医療特別会計補正予算は歳入歳出それぞれ3億1,187万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,184億7,429万9千円と定めます。また、12ページに記載しておりますとおり「被保険者証等作成及び封入封緘等業務委託」を今年度中に行う必要から1,792万7千円を限度額とする債務負担行為の補正をお願いするものでございます。詳細は、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明させていただきますので議案書の15ページをお開きください。

まず、歳入ですが6款1項1目「繰越金」の補正額3億1,187万9千円は、今回の補正予算の財源として、前年度からの繰越金を計上しています。

次に、歳出ですが16ページをお開きください。6款「諸支出金」、1項「償還金及び還付加算金」、4目「療養給付費国庫負担金等償還金」の補正額3億1,187万9千円は、平成30年度において、国から交付さ

れた療養給付費国庫負担金等の精算に伴う超過分を返還するものです。

続きまして、17ページをご覧ください。先ほど御説明申し上げましたとおり、債務負担行為を追加するものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○武智仮議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第1号及び議案第2号の2件については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○武智仮議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第3号・第4号 ◆◆◆

○武智仮議長 次に、**日程第8、議案第3号「令和2年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第4号「令和2年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」**の2件を、一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。矢野事務局長。

[矢野事務局長 登壇]

○矢野事務局長 議案第3号及び議案第4号につきましては、別冊となっております「令和2年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算書」で一括して御説明します。

予算書を2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

まず、議案第3号「令和2年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明します。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億1,649万4千円と定めております。詳細につきましては、予算書に添付しております予算説明書により御説明します。

5ページをお開きください。ここには、歳入の総括を、次の6ページには歳出の総括を記載しています。合計額は、歳入歳出ともに2億1,649万4千円で、前年度と比較して1,147万8千円、5.6%の増となっています。

次に、7ページをご覧ください。歳入の主なものは、1款「分担金及び負担金」、1項「市町負担金」、1目「事務費負担金」2億1,545万8千円で、広域連合の組織運営に係る事務費に対する県内20市町からの事務費負担金です。

次に、歳出の主なものを御説明します。8ページをお開きください。下段の2款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」の2億1,457万8千円は、組織運営に係る経費で、前年度と比較して、1,149万円の増となっています。

主な増加要因は、9ページになりますが、18節「負担金、補助及び交付金」の派遣職員給与等負担金が、令和元年度の実績等を考慮して前年より1,273万7千円増加したことによるものです。

このほか、議会費、選挙管理委員会費、及び監査委員費などの経費を計上しております。

以上が、一般会計に関する説明です。

続きまして、15ページをお開きください。次に、議案第4号「令和2年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明します。

第1条に、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,166億6,998万9千円と定めています。

第2条では、一時借入金の限度額を150億円と定めています。

第3条では、歳出予算の流用に係る各項の経費の金額を流用することができる場合を定めています。

詳細は、予算説明書で御説明します。19ページをお開きください。ここには、歳入の総括を、次の20ページには歳出の総括を記載しています。合計額は、歳入歳出ともに2,166億6,998万9千円で、前年度と比較して37億2,491万7千円、1.7%の増となっています。

次に、21ページをご覧ください。歳入の主なものを御説明します。

1款「分担金及び負担金」、1項「市町負担金」、1目「保険料等負担金」の186億5,035万2千円は、各市、町が徴収した保険料等に係る負担金でございます。また、2目「療養給付費市町負担金」の172億7,661万円は、療養給付費に係る定率の市町負担金です。

続きまして、2款「国庫支出金」、1項「国庫負担金」、1目「療養給付費国庫負担金」の518億2,983万円は、療養給付費に係る定率の国庫負担金であり、2款「国庫支出金」、2項「国庫補助金」、1目「財政調整交付金」の225億2,382万円は、広域連合間の財政力を調整するための国からの交付金です。

次に、22ページをお開きください。3款「県支出金」、1項「県負担金」、1目「療養給付費県負担金」の172億7,661万円は、療養給付費に係る定率の県負担金で、4款、1項「支払基金交付金」、1目「後期高齢者交付金」の864億5,277万9千円は、現役世代からの支援金です。

次に、歳出の主なものを御説明します。25ページをお開きください。

1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」の2億7,166万3千円は、被保険者の資格管理や給付事務に係る通信運搬費や委託料、及び電算機器の賃借料などです。前年度と比較して、3,296万5千円の減となっていますが、主な減少要因は、電算処理システム運用委託料の減少などで、12節「委託料」が2,700万4千円の減となっていることや、次の26ページの18節「負担金、補助及び交付金」がマイナンバー情報連携のための中間サーバー負担金が減少したこと等により705万6千円減少したことによるものです。

次に、同じく26ページの中段の2款「保険給付費」、1項「療養諸費」、1目「療養給付費」の2,035億5,262万9千円は、医療機関等に支払う医療費の負担金であり、前年度と比較して、34億71万円の増となっていますが、これは、一人当たりの医療費の増によるものです。また、2目「療養費」の15億1,443万円は、柔道整復師やマッサージ師の施術などに伴う療養費負担金です。

次に、2款「保険給付費」、2項「高額療養諸費」、1目「高額療養費」の94億8,916万9千円と、2目「高額介護合算療養費」の3億3,061万2千円は、被保険者の医療費負担のうち、法令で定める限度額を超えた部分について、被保険者や医療機関へ支払うものです。

次に、28ページをお開きください。4款「保健事業費」、1項「健康保持増進事業費」、1目「健康診査費」の4億173万6千円は、各市、町に委託して実施している健康診査の委託料などで、健康診査受診率の増加により、前年度と比較して、1億3,458万4千円の増となっています。

また、2目「高齢者保健事業費」の1億5,426万8千円は、令和2年度より施行される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による事業等の経費で、前年度と比較して9,291万8千円の増となっています。12節「委託料」の「高齢者保健・介護予防一体化事業委託料」8,900万円は、先ほどご説明しました令和2年度より施行される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による事業費で、新規事業となります。18節「負担金、補助及び交付金」5,287万2千円は、市町が実施する長寿・健康増進事業等への補助です。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○武智仮議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第3号及び議案第4号の2件については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○武智仮議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第5号・第6号 ◆◆◆

○武智仮議長 次に、**日程第9、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」及び議案第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」**の2件を、一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。矢野事務局長。

[矢野事務局長 登壇]

○矢野事務局長 議案第5号及び議案第6号につきまして一括して御説明します。

議案書の19ページをお開きください。

まず、議案第5号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」御説明します。

本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が日額で定められている職員の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定の整備を行うものです。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。議案第6号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明します。

本案は、令和2・3年度保険料率の改定、保険料の賦課限度額の引き上げ、被保険者均等割軽減対象範囲の拡大及び保健事業の名称について所要の規定の整備を行うものです。

まず、保険料率の改定は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定に基づき、令和2年度・3

年度、2年間の財政運営期間の保険料率を定めるものです。今回の改定では、国の方針による「軽減特例の段階的な廃止」と高齢者負担率の引き上げによる影響が大きくなっています。

まず、軽減特例については、これまで法定の軽減にプラスして実施してきた保険料上乘せ軽減を段階的に縮小し、令和3年度に完全廃止するものです。また、後期高齢者医療制度は、現役世代からの支援金を4割いただき運営していますが、若人の減少による世代間の負担調整のための高齢者負担率も国が引き上げます。

こうした中で、当広域連合としましては被保険者の皆様のご負担を軽減するよう、剰余金を可能な限り充当することや、国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出して積み立てている財政安定化基金を今後の財政運営に必要となる部分を除く13億円を取り崩すこととし、最大限の上昇抑制措置をとりました。

その結果、令和2・3年度の保険料率は、第9条、第10条にありますとおり均等割額は4万6,374円から4万7,720円に、所得割率は8.78%から9.02%となり、一人当たりの保険料額は60,950円で、月額では、約415円の増加に止めることが出来ました。

次に、第11条の保険料の賦課限度額の引き上げですが、医療費の伸びや所得割を負担する高所得層と中間所得層の負担のバランスを考慮して、国が現行の年62万円から64万円に引き上げます。また、第15条では、消費者物価の伸びの見通し等を考慮し、均等割の2割軽減及び5割軽減対象世帯が引き続き軽減対象となるよう国が判定基準を引き上げるため、条例中の金額を改定します。

最後に、保健事業についてですが、第3章をはじめ、条例全体の字句の整理を国と同様に行います。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○武智仮議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第5号及び議案第6号の2件については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○武智仮議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議 案 第 7 号 ◆◆◆

○武智仮議長 次に、**日程第10、議案第7号「愛媛県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の変更について」**を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。矢野事務局長。

[矢野事務局長 登壇]

○矢野事務局長 それでは、議案第7号「愛媛県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の変更について」ご説明します。

議案書の23ページをお開きください。

広域計画は、地方自治法第291条の7第1項の規定により、総合的かつ計画的に後期高齢者医療制度の事務を処理するため定めることとされています。

本案は、令和2年4月1日から始まる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を規定している高齢者の医療の確保に関する法律で、役割分担や、市町村との連携に関する事項等を定めることとされていますので、現行の第三次広域計画を変更するものです。

ここで、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」と書かれました資料をご覧ください。

高齢者は、疾病予防のニーズと介護予防、生活機能を維持するニーズの両方を持ち合わせており、健康障害を招きやすい状態を意味するフレイルへの対策は、介護、医療保険ともに、共通の課題です。また、特定健診や生活習慣病対策を進めてきた国民健康保険の保健事業との継続性の確保も求められています。こうした中で、医療保険、介護保険、国民健康保険の保健事業との一体的な実施が必要であるとされました。国は、2024年までにこの一体的な実施を全市町村で取り組むよう指導しています。

資料の中程ですが、広域連合からの委託で市町には①の年間を通じて企画・調整等を担当する医療専門職、②の地域を担当する医療専門職等を配置して、（1）低栄養防止や重症化予防などの高齢者に対する個別的支援、また、（2）健康教育や相談など通いの場等への積極的な関与などを行っていただきます。

資料の裏面をご覧ください。広域連合と市町のそれぞれの役割分担ですが、広域連合では、広域計画を規定し、医療専門職への財政支援や事業効果の評価を行います。市町では、資料中程にもありますように全庁的な実施体制の構築と高齢者保健事業と国民健康保険保健事業、介護の地域支援事業等を分類整理して基本的な方針を策定していただきます。その後、広域連合との委託契約を締結し、事業を実施していただきます。

広域計画の変更内容は、お手元の別冊になっております「愛媛県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画」をご覧ください。

5ページをお開きください。「（3）高齢者保健事業の推進」の中で「高齢者のフレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業を行うため、広域連合は市町が実施する国民健康保険事業及び地域支援事業と一体的に高齢者保健事業を実施します。」と規定しています。

次に6ページをお開きください。「（4）高齢者保健事業に関する事務」の中で先ほどご説明しました広域連合及び市町が行う事務の役割について規定しております。

以上で広域計画の変更についての説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○武智仮議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第7号については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○武智仮議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、日程は全て終了いたしました。

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○武智仮議長 したがって、本日の会議を閉じます。

◆◆◆ 広域連合長閉会挨拶 ◆◆◆

○武智仮議長 閉会にあたり、広域連合長から挨拶があります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

○野志広域連合長 議員の皆様には、適切なるご決定をいただき、ここに滞りなく会議を終了できましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

今回御決定いただきました来年度以降の保険料率につきましては、関係機関と連携を図りながら、丁寧な周知に努めてまいります。

また、いよいよ4月から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が施行されます。事業の実施に当たっては、市町との連携が大変重要となってまいりますことから、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○武智仮議長 これをもちまして、令和2年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後3時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

仮議長

武智邦典

臨時議長

石津千代子

議員

北澤剛

議員

梅岡伸一郎